

特定福祉用具販売〔特定介護予防福祉用具販売〕「福祉用具ほほえみ」の運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社セラピー（以下「事業者」という。）が開設する「福祉用具ほほえみ」（以下「事業所」という。）が行う特定福祉用具販売〔特定介護予防福祉用具販売〕の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員が、要介護状態〔介護予防にあっては要支援状態〕にある高齢者等（以下「要介護者〔要支援者〕という。」）に対し、特定福祉用具販売〔特定介護予防福祉用具販売〕を提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格、サービスの選択を尊重してサービスの提供に努めるものとする。

2 事業所の専門相談員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえた適切な特定福祉用具の選定、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るよう援助を行う。

3 事業所の専門相談員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すよう援助を行う。

4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービ

スを提供する者との密接な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 福祉用具ほほえみ

(2) 所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂 2-1-1 (明治安田生命浦和ビル4階)

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 専門相談員 2人以上

専門相談員は、特定福祉用具〔特定介護予防福祉用具〕の販売を行うとともに、利用者に対し、特定福祉用具等が適切に選定され、かつ、使用されるよう以下のことを行う。

①特定福祉用具に関する相談援助

②特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態の点検

③利用者の身体の状況等に応じた特定福祉用具の選定

④特定福祉用具の使用方法の指導

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日及び12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

(事業の提供方法、取扱う種目及び利用料等)

第6条 事業の提供方法は、次のとおりとする。

(1) 事業の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定福祉用具が適切に選定され、かつ使用されるよう、専門的に知識に基づき相談に応じるとともに、カタログ等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得るものとする。

(2) 専門相談員は、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。

(3) 専門相談員は、利用者の身体の状況等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。

2 特定福祉用具等の品目は、厚生労働大臣が定める特定福祉用具に係る福祉用具の種目に基づく以下のものとする。また、品名ごとの販売費用の額は、別紙カタログに記載しておくものとし、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

(1) 腰掛け便座

(2) 特殊尿器

(3) 入浴補助用具

(4) 簡易浴槽

(5) 移動用リフトのつり具の部分

3 第10条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は公共交通機関を利用した場合の実費を徴収する。

4 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

5 事業所が利用者から費用の支払いを受けたときは、特定福祉用具の種目及び品目の名称、販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書を利用者に交付することとする。

(衛生管理等)

第7条 事業者は、衛生的な管理をしている福祉用具を提供するとともに、従業員の清潔の保持及び健康状態については、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理を行うものとする。

(事故発生時における対応)

第8条 事業の提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講じるものとする。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、所在する市町村、利用者に係る居宅介護支援事業者〔介護予防にあっては地域包括支援センター〕等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 事業者は、利用者に対する事業の提供による事故の発生を担保する1億円以上の損害賠償保険に加入し、対象となる事故が発生した場合には、損害保険会社に速やかに手続を行う。

(苦情処理)

第9条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、さいたま市、戸田市、川口市、蕨市、東京都23区の区域とする。

(ただし利用者の要請等がある場合、前段の定める以外の地域において事業を実施することを妨げないものとする。)

(個人情報の保護)

第11条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業者は、専門相談員等に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修(外部における研修を含む。)を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年 3回以上

2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は開設法人の代表者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日制定した運営規程を、平成21年6月10日から変更して施行する。

この規定は、平成26年10月1日から変更して施行する。

この規定は、平成27年8月1日から変更して施行する。

この規定は、平成29年5月30日から変更して施行する。